

登園許可書(医師記入)

練馬和光保育園

かかりつけ医の先生方

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、1人1人の子どもが1日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の記入をお願いいたします。

クラス名：_____

園児名：_____

疾患名	登園可能な状態のめやす
麻疹(はしか)	解熱後、3日経過してから
新型コロナウイルス	発症後、5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで (無症状感染者は検体採取日を0日目として、5日を経過する事)
インフルエンザ	発症後、5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
風疹	発疹が消失してから
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂痂化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺、舌下腺の腫脹が出現してから、5日を経過するまで、 かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱 (プール熱/アデノウイルス)	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主な症状が消失した後、2日経過してから
流行性角結膜炎	発熱、充血等の主な症状が消失した後、2日経過してから
百日咳	特有の咳が消失してから、 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了してから
腸管出血性大腸菌感染症 (ベロ毒素を産生する大腸菌 O157.O26.O111等)	症状が治まり、かつ、 抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって いずれも菌陰性が確認されてから
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れが無いと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れが無いと認めるまで

該当の疾患に✓をつけて下さい。

上記の疾患は、学校保健安全法及び保育所における感染症対策ガイドライン(厚生労働省)に基づき、練馬区医師会保育園医会と保育課で協議を行い指定した疾患です。

医師の許可を頂いてからの登園となります。

保育園長 様

集団生活に支障が無い状態になったので令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関： _____ 電話番号： _____

医師名： _____